

任期付職員（弁護士）の募集について

経済産業省
資源エネルギー庁
新エネルギー課

当課は、エネルギー自給率の向上や温暖化対策に資する再生可能エネルギーの普及拡大のため、固定価格買取制度の運用や、再生可能エネルギー支援策の関連予算・税制措置の企画・立案・執行等に取り組んでいます。具体的には、再生可能エネルギー特措法（通称FIT法）の運用（FIT認定等）、関連の予算要求・執行（約1,000億円）、税制度（グリーン投資減税等）の要求・執行等の政策を行っています。また、昨年5月にFIT法の改正を実施し、固定価格買取制度の抜本見直しを行ったところであり、平成29年度から改正FIT法の施行に伴い、新認定制度の執行を行っています。また、再エネの将来の自立化に向けて、今後更に様々な形で政策的支援をすることが考えられます。

こうした業務の中で、法律の高い専門性が必要とする部分があることから、これを担当していただける職員（弁護士）を募集しています。

1. 応募資格

以下の要件を満たしている者

- ① 我が国の弁護士資格を有していること
- ② エネルギー分野に関する専門知識や経験を有する者
- ③ 日本国籍を有する者

2. 募集人数 1名

3. 採用期間 平成29年7月頃から2年程度 ※時期については個別に相談します。

4. 待遇

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、常勤の国家公務員として採用し、課長補佐級又は係長級の担当官として勤務していただきます。勤務地は、経済産業省（東京都千代田区霞が関）、通常の勤務時間は9時30分から18時15分まで（昼休みは12時から13時まで）となります。

給与（俸給及び期末手当等の諸手当）は、一般職の職員の給与に関する法律及び任期付職員法に定めるところにより決定します（俸給については知識経験や勤務年数等を考慮）。

5. 業務内容

特定任期付き職員は、下記のような業務を想定しています。ただし、本人の希

望や適性も踏まえて検討します。

1) 固定価格買取制度の運用、制度改正の検討

- ・ F I T 法に係る法令改正・執行業務
- ・ F I T 認定業務に伴う関係省庁との連携
- ・ 入札制度の詳細な制度設計、運用

2) 系統関連課題の対応策

- ・ 系統関連の課題と対応策の立案、実行 等

3) 再生可能エネルギー支援策

- ・ F I T 制度以外の各電源毎に応じた課題解決のための支援策の検討
(主に予算要求、税制要求等)

6. 応募方法

①履歴書(写真貼付)

②現在までの職務経歴及び志望理由(A4判用紙1~2枚程度にまとめたもの。様式自由)

を電子メール又は郵送にてご提出ください。

7. 選考方法

書類選考の後、経済産業省職員が面接を行います。書類選考には1週間程度かかります。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

8. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

9. 応募書類の提出、問い合わせ先

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課

担当：呉村 益生

〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話：03-3501-4031

E-mail: kuremura-masuo@meti.go.jp

不明な点があればいつでも御連絡ください。